

大田区立公園条例（昭和52年条例第19号）（抜粋）施設使用料

（行為の制限）

第5条 公園内において、次に掲げる行為をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

- （1） 物品を販売し、又は頒布すること。
- （2） 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- （3） 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- （4） ロケーションをすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、内容及び行為を行う場所、期間その他区長の指示する事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を区長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 区長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限って、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 区長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用料及び占用料）

第12条 公園施設を設置し、又は管理する者は、その使用する土地又は公園施設について、別表第1の範囲内で規則に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 公園を占用する者（第5条第1項又は第3項の許可を受けて同条第1項各号に掲げる行為をする者を含む。）は、別表第1の範囲内で規則に定める額の占用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料及び占用料は、区が使用し、又は占用する場合は徴収しない。

（使用）

第14条 有料公園又は有料施設（以下「有料公園等」という。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に有料公園等の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用料等）

第15条 前条の規定により有料公園等の使用の承認を受けた者は、別表第2又は第3の範囲内で規則に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、使用料の納付の時期については、区長は別に定めることができる。

2 前項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

別表第1（第12条関係）使用料・占用料

1 土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートル 1月	690円

2 公園施設の使用料

種別	単位	金額
公園施設	1か所 1月	35,005円

3 公園の占用料

種別	単位	金額	
電柱、標識	1本 1月	1,856円	
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル 同	825円	
鉄塔	1平方メートル 同	1,375円	
変圧塔、マンホールの類	1か所 同	1,375円	
郵便差出箱又は信書便差出箱	同 同	550円	
公衆電話所	同 同	1,375円	
地下の占用物件	1平方メートル 同	地上露出部分	1,038円
		地下部分	412円
高架の占用物件	同 同	687円	
天体、気象又は土地の観測施設	同 同	1,184円	
写真撮影のための常時占用	撮影機1台 同	10,800円	
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	16,875円	
その他の占用	1平方メートル 1日	45円	

付記

期間、面積及び長さの計算については、1単位に満たない端数があるときは、それぞれ切り上げて1単位として取り扱うものとする。

別表第2（第15条関係）有料公園の使用料

種別	単位	金額
入場料	1人・1回	100円

別表第3（第15条関係）有料施設の使用料

ア 運動施設

種別	区分	単位	使用日	使用料	
				チームの所在地	
				区内	区外
野球場	1面1時間以内		平日	900円	1,800円
			土曜日	1,800円	3,600円
			日曜日		
			休日		
庭球場	1面1時間以内		平日	1,200円	2,400円
			土曜日	2,400円	4,800円
			日曜日		
			休日		
球技場	1面1時間以内		平日	900円	1,800円
			土曜日	1,800円	3,600円
			日曜日		
			休日		
サッカー場	1面1時間以内		平日	900円	1,800円
			土曜日	1,800円	3,600円
			日曜日		
			休日		
フットサル場	1面1時間以内		平日	2,000円	4,000円
			土曜日	4,000円	8,000円
			日曜日		
			休日		
フィールド・アスレチック		1人1回		360円	360円
弓道場 アーチェリー場	1人・1回		午前	440円	440円
			午後	440円	440円
			夜間	440円	440円
	貸切り・1回		午前	4,500円	5,400円
			午後	4,500円	5,400円
			夜間	4,500円	5,400円
相撲場	午前		平日	2,600円	3,900円
			午後	3,100円	4,600円
			夜間	3,100円	4,600円
	午後		土曜日	3,900円	5,800円
			日曜日	4,600円	6,900円
			休日	4,600円	6,900円

多目的スポーツ場	1面1時間以内	平日	4,000円	8,000円
		土曜日	8,000円	16,000円
		日曜日		
		休日		
	半面1時間以内	平日	2,000円	4,000円
		土曜日	4,000円	8,000円
日曜日				
休日				
ビーチバレー場 メインコート	1面1時間以内	平日	1,400円	2,100円
		土曜日	2,100円	3,100円
		日曜日		
		休日		
ビーチバレー場 サブコート	1面1時間以内	平日	700円	1,000円
		土曜日	1,000円	1,500円
		日曜日		
		休日		
付帯設備	野球場の夜間照明施設	1面1時間以内	3,300円	6,100円
	庭球場の夜間照明施設	1面1時間以内	700円	1,050円
	フットサル場の夜間照明施設	1面1時間以内	700円	1,050円
	多目的スポーツ場の夜間照明施設	1面1時間以内	1,400円	2,100円
		半面1時間以内	700円	1,050円
	ビーチバレー場の夜間照明施設	1面1時間以内	700円	1,050円
	広場の夜間照明施設	1面1時間以内	200円	300円

付記

- (1) 入場料又はこれに類する金銭等を徴収する場合の使用料は、区外の使用料の2倍に相当する額（計算方法については、区長が別に定める。）を徴収する。
- (2) 本表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 野球場及びサッカー場においては、中学生以下の者が使用する場合は、無料とする。
- (4) 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後9時までとする。

イ その他の施設

種別	区分	単位	使用料	
集会室	池上梅園	午前	600円	
		午後	840円	
	平和の森公園	1室・1回		1,500円
		1時間以内		

多目的室	東糶谷防災公園 1室・1回	午前	3,700円
		午後	3,700円
		夜間	3,700円
	水神公園 1室・1回	午前	1,500円
		午後	2,000円
	森ヶ崎緑華園 1室・1回	午前	1,500円
午後		2,000円	
茶室	1回	午前	2,700円
		午後	4,200円
キャンプ場	1場所	日中	1,000円
		夜間	1,000円
駐車場	自動車	多摩川六郷橋緑地駐 車場 多摩川ガス橋緑地駐 車場 多摩川緑地駐車場 1台・1日 土曜日、日曜日及び 休日に限る。	500円
		上記以外の駐車場 1台・30分以内	300円
	自動二輪車	1台・1日以内	400円
	原動機付自転車	1台・1日以内	200円
	自転車	1台・1日以内	200円
シャワー室	1回・5分以内		100円

付記

- (1) 本表において休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- (2) 午前とは午前9時から正午まで（東糶谷防災公園の多目的室は午後0時30分まで）、午後とは午後1時から午後4時30分まで（水神公園の多目的室は午後4時まで）、東糶谷防災公園の多目的室において夜間とは午後5時から午後8時30分までとする。
- (3) 午前と午後、午後と夜間、午前と午後と夜間又は日中と夜間を連続して使用する場合には限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は徴収しない。
- (4) キャンプ場の日中とは午前10時から午後4時まで（本門寺公園キャンプ場は午前9時から午後4時まで）、夜間とは午後5時から翌日午前9時までとする。
- (5) 東糶谷防災公園の多目的室は、分割して使用することができる。この場合の使用料は、本表使用料の範囲内で規則で定める。
- (6) 区外のものが集会室、多目的室、茶室及びキャンプ場を使用する場合の使用料は、本表使用料に本表使用料の2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）を加えた額とする。ただし、平和の森公園の集会室を使用する場合の使用料は、本表使用料に本表使用料の3割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）を加えた額とする。